

# 組合理事及び理事長選挙執行規程

制定 平成 17 年 4 月 1 日

## 組合理事及び理事長選挙執行規程

(目的)

**第1条** 理事及び理事長の選挙に関しては、法令及び規約に規定するもののほか、この規程の定めるところによる。

(理事の選挙日)

**第2条** 理事の選挙は、組合会議員の総選挙によって、当選人が確定後直ちに行うものとする。ただし、特別の事情がある場合は、その日以後7日以内に行うことができる。

(選挙の公告または周知)

**第3条** 理事長は、選挙の期日前に投票、開票の日時及び選挙会場並びに選挙すべき理事の数を公告し、選定又は選挙された議員が、その旨を確認することができるようにしなければならない。

(選挙長等)

**第4条** 選挙長は理事長をもって充てる。

2 理事長に故障があるときは、規約第38条の規定により理事長の職務を行う者をもって充てる。

3 選挙長は、選定議員及び互選議員の中から各1人の選挙立会人を指名しなければならない。

(投票)

**第5条** 投票用紙は、選挙の当日選挙会場において選挙人に交付しなければならない。

2 選定議員は、選定議員の中から選定理事を選出し、互選議員は、互選議員の中から互選理事を選出する。

3 選挙人は、選挙会場において、投票用紙に自ら被選挙人3名以内の氏名を記載して、これを投票箱に入れなければならない。

4 投票用紙には、選挙人の氏名を記載してはならない。

5 投票用紙の様式は別に定める。

6 理事の投票は、互選、選定別に行うものとする。

(投票用紙の様式)

**第6条** 前条の投票用紙は、別記様式により調製するものとする。

(郵便による投票)

選挙人がやむを得ない事由により、選挙当日自ら選挙会場に行き投票することができない場合においては、あらかじめ選挙長から投票用紙及び投票用封筒の交付を受け、投票用紙に自ら被選挙人3名以内の氏名を記載し、これを投票用封筒に入れ封印し、更にこれを他の封筒に入れ封印し、その裏に署名のうえ、投票用紙在中の旨明記して開票する時刻までに選挙長に到達するよう送付しなければならない。(投票の点検)

**第8条** 選挙長は選挙立会人とともに、投票が終ったときは投票数と選挙人の数と比較し、投票を点検しなければならない。

(投票の効力の決定)

**第9条** 投票の効力は、選挙立会人の意見を聴き、選挙長が決定しなければならない。その決定に当っては、第10条の規定に反しない限りにおいて、投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票は有効としなければならない。

(無効投票)

**第10条** 次の投票は無効とする。

(1) 正規の用紙を用いないもの

- (2) 補欠選挙又は増員選挙並びに再選挙の場合において、現に理事の職にある者の氏名を記載したもの
  - (3) 互選人でない者の氏名を記載したもの
  - (4) 一投票中に4名以上の被選挙人の氏名を記載したもの
  - (5) 被選挙人の何人を記載したか確認し難いもの
  - (6) 被選挙人の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職場における地位、住所又は敬称の類を記載したものはこの限りでない。
  - (7) 開票時刻以後における投票又は郵便による投票の場合には、その投票をすることのできる時刻に遅れて到達したもの
  - (8) 被選挙人の氏名を自書しないもの
- (同点者の当選)

**第11条** 規約第27条により当選人を定めるに当り、得票数が同じであるときは、選挙長が抽せんで定める。

(当選の通知)

**第12条** 当選人が決ったときは、選挙長は直ちに当選人にその旨を告知しなければならない。

2 当選人が当選を辞退しようとするときは、当選の告知を受けてから7日以内に、その旨を選挙長に文書により申し出なければならない。

(再選挙)

**第13条** 選挙すべき理事の数に足る当選人を得ることができなかった場合において、その不足の員数について理事会は選挙期日を定めて再選挙を行わなければならない。

(繰上補充)

**第14条** 当選人が当選を辞したとき、選挙期日後において被選挙権がなくなったとき、又死亡者であったときは、得票者で当選人とならなかった者の中から当選人を定めなければならない。

(補欠選挙及び増員選挙)

**第15条** 理事の欠員について、前条の規定により当選人を定めることができるときを除くほか、理事会は選挙の期日を定めて補欠選挙を行わなければならない。

2 理事定数の増員の場合においては、理事会は、選挙の期日を定めて増員選挙を行わなければならない。

(選挙録の作成)

**第16条** 選挙長は、別記様式により選挙録を作成し、選挙に関するてん末を記載し選挙立会人と共に署名しなければならない。

(理事長の選挙)

**第17条** 理事の当選人が確定したときは、直ちに理事長の選挙を行わなければならない。

2 前項の選挙長は、選定議員により互選された理事の中から理事が選挙する。

3 第3条から前条までの規定は、第4条の規程を除いて理事長の選挙の場合にこれを準用する。

(他の規程の準用)

**第18条** 理事及び理事長の選挙執行に関して必要な事項で、この規程に定めのない事項に関しては、組合議員選挙執行規程を準用する。

## 附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

投票用紙様式（理事選挙用）表

<p>エイチ・アイ・エス健康保険組合 理事選挙投票用紙（ ・互選 ・選定 ）</p>
--

投票用紙様式（理事選挙用）裏

被選挙人
. . .

投票用紙様式（選挙長選挙用）表

<p>選挙長選挙投票用紙</p> <p>エイチ・アイ・エス健康保険組合</p>
---

投票用紙様式（選挙長選挙用）裏

<table border="1"><tr><td style="text-align: center;">被選挙人</td></tr><tr><td style="text-align: center;">.</td></tr></table>	被選挙人	.
被選挙人		
.		

投票用紙様式（理事長選挙用）表

<p>エイチ・アイ・エス健康保険組合</p> <p>理事長選挙投票用紙</p>
---

投票用紙様式（理事長選挙用）裏

<table border="1"><tr><td style="text-align: center;">被選挙人</td></tr><tr><td style="text-align: center;">.</td></tr></table>	被選挙人	.
被選挙人		
.		

投票用紙様式（監事選挙用）表

	エイチ・アイ・エス健康保険組合 監事選挙投票用紙	
--	-----------------------------	--

投票用紙様式（監事選挙用）裏

被選挙人	
互選監事	選定監事

選挙録様式（理事長選挙、理事選挙、監事選挙）

（投票選挙録様式）

平成 年 月 日 執行

エイチ・アイ・エス健康保険組合 選挙録

1. 選挙会場設置場所			
2. 選挙立会人	氏 名	所属事業所	選任年月日
3. 選挙会場開閉時刻	開始時刻		
	閉鎖時刻		
4. 投票の状況	有効票	無効票	合 計
	票	票	票
5. 無効投票の理由			
6. 得票者の氏名	氏 名	所属事業所	得票数
			票
			票
			票
7. 当選（再選挙）の決定	氏 名		氏 名
8. 再選挙の理由			

平成 年 月 日 調製

この選挙録の記載が真正であることを確認して署名する。

選 挙 長 :

選挙立会人 :

選挙立会人 :